

## 令和 4 年度分析食品リスト作成の考え方

文部科学省科学技術・学術政策局  
政策課資源室

令和 2 年 12 月に日本食品標準成分表 2020 年版(八訂)が公表されたことを受け、令和 3 年 8 月 27 日に開催された第 46 回資源調査分科会における議論において、収載食品の更新(メンテナンス)としての再分析、新規食品または未調査成分の分析について、複合食品は計算による収載値の維持についても検討しつつ、素材系の食品のうち摂取量が多い食品を優先することとしているところ。

特に、八訂において大きく変更となった、食物繊維における 2018 年に見直した分析法(AOAC.2011.25)への転換に伴い、すでに収載されている基本的な食品についても新たな分析法による分析値のないものも多く、成分表利用者からも比較検討等に支障がある旨の指摘も多いことから、国民健康・栄養調査において、たんぱく質、脂質、炭水化物の摂取量上位の食品を対象に重点的に分析を行い、成分表への収載を図っていく。

- ① 以下のものについては、優先的に分析する
  - (ア)国民健康・栄養調査(H26)において、たんぱく質、脂質、炭水化物の摂取量上位の食品で、特に、食物繊維の新たな分析法(AOAC.2011.25)による分析値のないもの。
  - (イ)現在収載されている食品のうち、微量 5 成分(ヨウ素、セレン、クロム、モリブデン、ビオチン)等の成分値が収載されていないもので、特に他の食品との関係から、分析を行い補填する必要があると考えられるもの。
  - (ウ)令和 3 年度分析において、最終調整により分析から外したもので、特に他の食品との関係から令和 4 年度に分析を行う必要があると考えられる食品。
- ② 上記以外のウェイティングリスト及び昨年以降の要望等から以下を考慮し分析食品を選定
  - (ア)分析方法の変更により成分値が変わると考えられる食品(食物繊維、脂質等)。
  - (イ)新規食品については、八訂に未収載又は未収載見込みである食品のうち、国民が日常摂取しているもの。
  - (ウ)外部からの要望等で、収載や再分析が求められているもの。例えば健康管理等の理由で分析値の更新が求められたもの。
  - (エ)既収載食品のうち、摂取量の多いもので成分値に疑義のあるものや、成分値が古く現状に合致していないもの、計算値、推計値のままのもの。

今回提示する、食品リストは令和 4 年度予算決定後に、予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞り込みを行い当該年度事業として公示、入札を行う予定。(例年の予算規模となった場合は 100 食品弱程度の分析が予想される。)

なお、令和 4 年度分析食品の結果の公表は、令和 5 年度以降となる予定。